



●お知らせ●

春の引っ越しシーズンの日曜日に区役所を開庁します!

区役所では、毎月第4日曜日に一部の窓口業務を行っていますが今年も年度始めの日曜日にも実施します。

と き／3月25日(日)、4月1日(日) 9:00～17:30

主な業務／転入・転出などの届出、出生・婚姻など戸籍の届出、住民票や戸籍謄本など証明書の発行、国民健康保険や国民年金の各種届出、保険料納付など

問合せ／区役所総務課 ☎6930-9625 ☎6932-0979

国民健康保険の届出をお忘れなく

就職などで勤務先の健康保険に加入して国民健康保険を脱退されるときや、退職などで勤務先の健康保険を脱退して国民健康保険へ加入されるときは、事実の発生から14日以内の届出が必要です。国民健康保険では、自動的に加入や脱退の手続きがされることはありませんので、必ず届出をしてください。

加入の届出が遅れた場合は、加入しなければならない事実が発生したときまで最長2年間さかのぼって保険料を納めていただきますが、やむを得ない理由がない限り、さかのぼって給付を受けることはできません。

問合せ／区役所窓口サービス課(保険年金:保険)

☎6930-9956 ☎6932-0979

平成30年度の市営交通乗車証またはタクシー給付券の送付について

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者・被爆者健康手帳をお持ちの方、または特別児童扶養手当1級受給世帯の方で、市営交通乗車証またはタクシー給付券の交付を受けている方に対し、新年度分を3月末日までに郵送します。更新申請の手続きは不要です。

問合せ／保健福祉センター保健福祉課(福祉)

☎6930-9857 ☎6932-1295

障がい者医療証・こども医療証・ひとり親家庭医療証の交付について

4月から制度変更により、新たに障がい者医療証、こども医療証、ひとり親家庭医療証の申請をされた方で、資格要件を満たす方につきましては、新たに医療証をお送りします。3月末日までに新しい医療証が届かない場合はご連絡ください。

また、老人医療証をお持ちの方のうち、ひとり親家庭医療費助成制度の資格要件を満たす方につきましても、3月末日までに新しい医療証をお届けします。現在、お持ちの医療証は4月1日から使えなくなりますので、ご注意ください。

問合せ／保健福祉センター保健福祉課(福祉)

☎6930-9065 ☎6932-1295

建築物の修景に関する相談(修景相談)をお受けします!

申込要
無料

地域魅力の創出を図るため、外観の特徴を活かした改修やまちなみに配慮した整備など建築物の修景の促進に向けた修景相談を行っています。

受付時間／平日 9:00～12:15、13:00～17:30

対象／市内の建築物所有者(所有者の了解を得た設計者、工事施工者等も可)

問合せ／都市整備局 住環境整備課(HOPEゾーン事業グループ)

☎6208-9631 ☎6202-7064



春の全国交通安全運動 4月6日(金)～15日(日)交通安全講習会

申込不要
無料

講話とビデオ上映を行います。ぜひご参加ください。

実施日	会場
3月19日(月)	関目小学校(関目6-5-5)
3月22日(木)	諏訪会館(諏訪3-6-15)
3月23日(金)	城東小学校(嶋野東3-16-41)
3月30日(金)	榎並会館(野江4-3-27)

講習時間／18:30～ 1時間程度(受付18:00～18:30)

※駐車場はありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

問合せ／城東警察署 ☎6934-1234

少年剣士募集!!

申込要

城東警察署少年剣友会では、新規練習生を受付中です!

練習日／毎週月・水・木曜日の16:00から

練習場所／城東警察署 道場(中央1-9-41)

対象／小学2年生以上の方

問合せ／城東警察署(少年係) ☎6934-1234

ハローワーク大阪東は高齢者への再就職支援に取り組んでいます!!

55歳以上の方の就職活動を専門に支援するシニアコーナー(生涯現役支援窓口)を設けております。

ぜひご利用ください!

ところ／ハローワーク大阪東

(中央区農人橋2-1-36 ピップビル2階)

問合せ／ハローワーク大阪東 職業相談第2部門

☎6942-4771(46#で上記問合せ先につながります。)

城東区のごみ収集日について

◆収集日の変更となった箇所は赤文字です!

4月2日(月)から普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙の収集日が変更になります!

収集地域	普通ごみ	資源ごみ	容器包装プラスチック	古紙・衣類	
今福西	1～2丁目	火・金	木	月	水
	3～6丁目	火・金	水	土	木
今福東	1丁目	火・金	月	木	水
	2～3丁目	火・金	月	木	木
今福南	1～4丁目	月・木	水	土	水
	3丁目	軽四輪車(小さい車)で収集している地域	火・金	水	土
蒲生	1～4丁目	水・土	木	月	木
	1～4丁目	軽四輪車(小さい車)で収集している地域	火・金	木	月
新喜多	1～2丁目	水・土	木	月	木
	1～2丁目	軽四輪車(小さい車)で収集している地域	火・金	木	月
新喜多東	1～2丁目	水・土	木	月	月
嶋野西	1～5丁目	月・木	金	火	月
	5丁目1番(嶋野コーポ)	月・木	金	火	水
嶋野東	1～3丁目	月・木	金	火	月
諏訪	1～4丁目	火・金	木	月	土
成育	1～2丁目	水・土	木	月	木
	3～5丁目	水・土	金	火	木
関目	1～6丁目	火・金	月	木	木
中央	1～3丁目	水・土	木	月	木
天王田		火・金	木	月	月
永田	1～4丁目	火・金	木	月	土
	3丁目2-39(サンクタス城東深江橋)	月・木	木	月	※
中浜	1～3丁目	月・木	金	火	月
野江	1～4丁目	水・土	金	火	木
放出西	1丁目	月・木	水	土	月
	2～3丁目	月・木	水	土	土
	3丁目	軽四輪車(小さい車)で収集している地域	火・金	水	土
東中浜	1～9丁目	月・木	土	水	月
古市	1～3丁目	火・金	月	木	木
森之宮	1～2丁目	月・木	金	火	月

◆収集時間帯が変更になる場合があります。収集日の午前9時までにお出しく下さい。

※印については、コミュニティ回収・資源集団回収が実施されています。

蛍光灯管の収集を実施します

大阪市では蛍光灯管を廃棄する場合、区役所等で拠点回収を行っていますが、これに加え、収集も行います。

実施期間／3月12日(月)～17日(土)

【収集品目】家庭から排出される蛍光灯管(電球・グロー球・LEDを除く)、ただし、最大の辺又は径が30cm(環型蛍光灯管32形)以内のもの、あるいは棒状で1m(直管蛍光灯35形)以内のもの。

【出し方】・「資源ごみ」の収集日に**資源ごみとは別の袋でお出しく下さい。**

- ・破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等で包んで中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。
- ・蛍光灯管が割れてしまっている場合は、厚紙などに包んで「キケン」と表示してからお出しく下さい。

問合せ／城北環境事業センター ☎6913-3960 ☎6913-3674

**個人市・府民税の申告書は
3月15日(木)までに提出してください**

問合せ／京橋市税事務所個人市民税担当
☎4801-2953 ☎4801-2905